

都城市教育大綱

平成29年4月

都 城 市
都城市教育委員会

目次

はじめに

序章

- 1 策定の趣旨
- 2 教育大綱の対象と計画体系
- 3 計画期間
- 4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

- 1 明日を担う子どもの学力・社会を生き抜く力を伸ばします。
- 2 ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育みます。
- 3 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。
- 4 地域を挙げて教育に取り組む、協働のコミュニティを実現します。

はじめに

本市は、三方を山々で囲まれた自然豊かな盆地に位置し、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。また、歴史上では「島津家発祥の地」とも言われ、時代とともに変遷を重ねながら、交通の要衝として農林畜産業を中心に繁栄してきました。

こうした豊かな自然と歴史や伝統を身近に感じることができる素晴らしい教育環境のもと、本市では、“ふるさと都城”に誇りを持ちながら世界に羽ばたく子どもを育成するため、授業の工夫改善等による学力の向上はもちろんのこと、スポーツ・文化活動や郷土教育などを通じた人間力育成にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、近年、少子高齢化社会の進行や地域社会、家族のつながりの希薄化、高度情報化社会への移行、グローバル化の進展、そして経済格差に起因する教育格差等、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が顕在化しており、教育の果たす役割はますます重要となってきました。

そのような中、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、都城市総合教育会議を設置し、私と教育委員会が協議・調整を行い、このたび都城市教育大綱を策定いたしました。

今後は、市長部局及び教育委員会が課題を共有し、さらなる連携を深めるとともに、学校や家庭、地域と協働を進め、本方針を踏まえた教育施策を着実に推進してまいります。



平成29年4月

都城市長 池田 宜永

序 章

序章

1 策定の趣旨

本市の教育大綱は、これまでの教育に関する取組を尊重しつつ、これからの教育政策に関する方向性を明確化し、教育施策の総合的な推進を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の「育む人間像」を定めるとともに、「教育に関する総合的な施策の基本方針」を定めるものです。

2 教育大綱の対象と計画体系

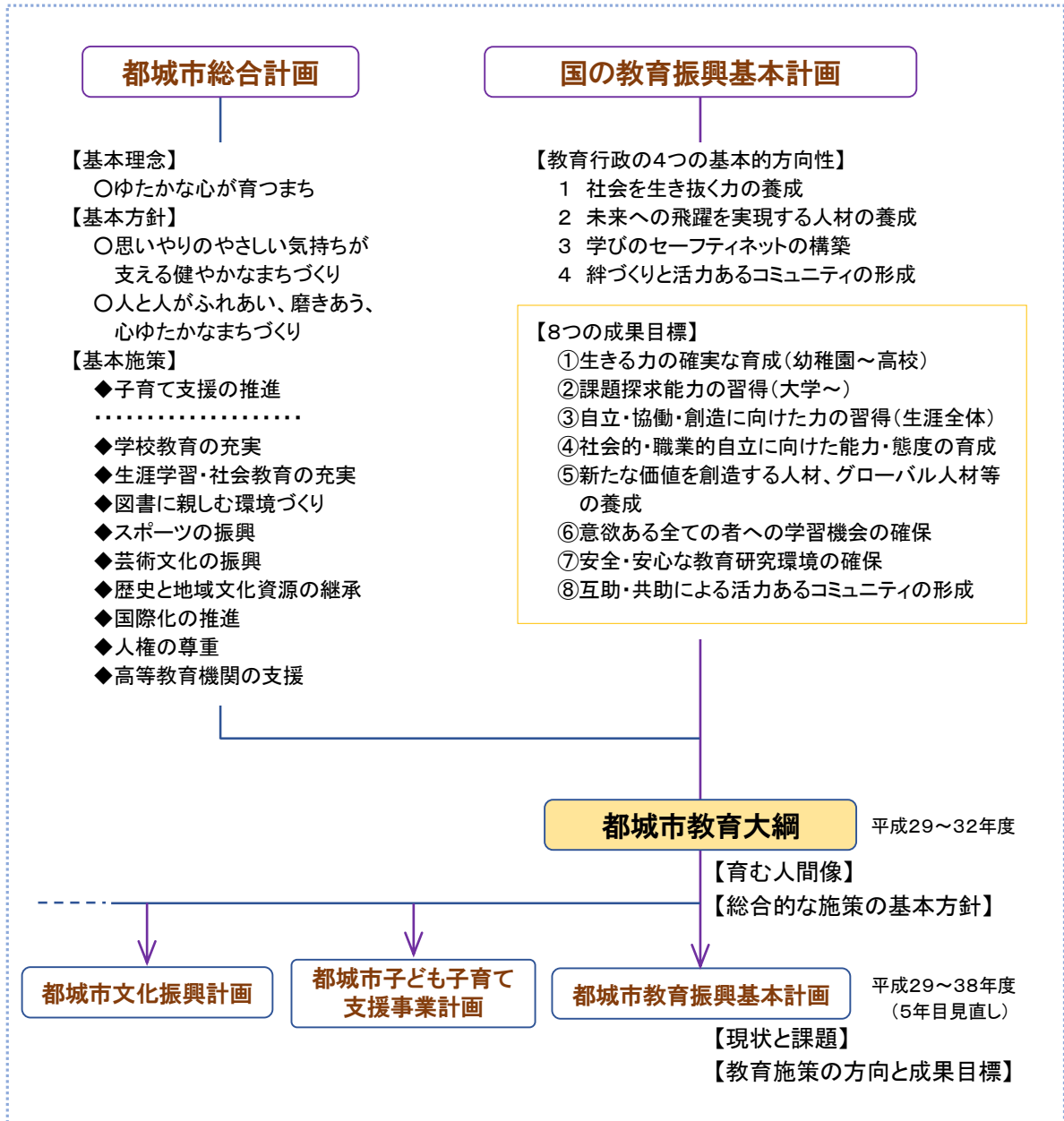
教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画（現在は第2期で計画期間は平成25年度～29年度）における基本的な方針を参酌※して定めることとされており、策定の趣旨を踏まえ、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その基本となる方針を定めます。

本市の教育大綱においては、国の計画における教育行政の4つの基本的方向性と8つの成果目標を参酌して策定します。

なお、詳細な施策については、各分野別の計画に委ねることとします（図1参照）。

※「参酌」とは、「参考にする」という意味であり、国の第2期教育振興基本計画においては、主に「成果目標」の部分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象とされています。

図1 計画の体系



3 計画期間

本市の教育大綱の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。なお、教育を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこともあります。

4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育施策の意義を広く市民に伝え、推進していくためには、行政はもとより、地域社会や各家庭、企業、NPO法人等、様々な分野の構成員の参画や協力を得ていくことが必要です。そのためには、本方針を広く周知するとともに、それぞれが推進の原動力となっていくように理解を求めていくことが何よりも大切です。

また、目標像を形にするためには、この教育大綱に基づき策定する分野別の方針や計画に沿った施策が、効果的かつ着実に実施されていくことが求められます。そのため、今後策定する各分野別の計画には可能な限り成果目標を掲げ、その達成状況を測定しつつ、必要に応じて、的確な課題抽出や分析を行い、不断の見直しにつなげていくことが重要です。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日 法律第162号)

(大綱の策定等)

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法(平成18年12月22日 法律第120号)

(教育振興基本計画)

- 第17条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

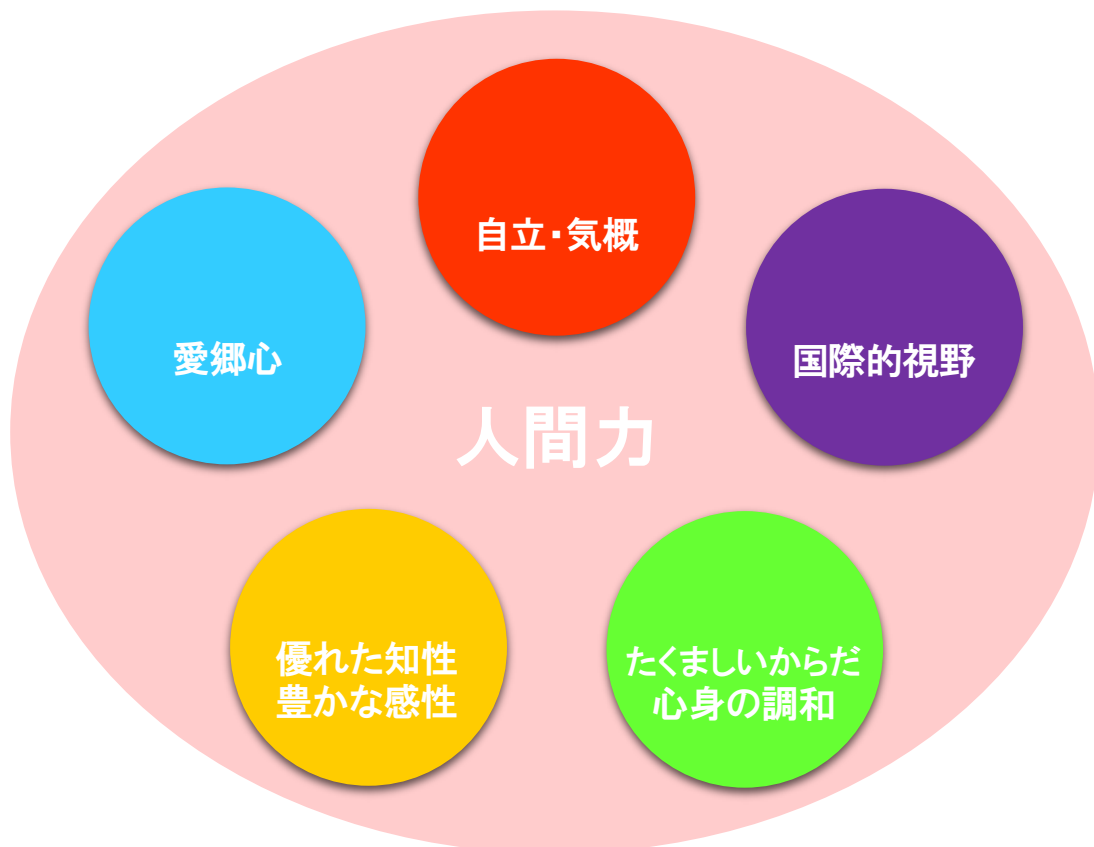
教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

【育む人間像】

都城市の教育は、あらゆる教育の場を通じて、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として『優れた知性と豊かな感性とたくましいからだを備え、ふるさとを誇りに思う自立した人』を育むとともに、『時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人間力豊かな人』の育成をめざします。

これまでの取組の方向性を尊重しつつ、都城の市民一人ひとりが、健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に地域社会と関わり、自らの知性と感性で社会に貢献できるよう、育む人間像を定めます。



第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

1 明日を担う子どもの学力・社会を生き抜く力を伸ばします。

施策の方向性 1 子どもの学力を伸ばします。

本市の子どもの学力は、全国学力調査の全国平均と比べて低い傾向にあります。その原因の分析を進めながら、授業の工夫改善や校内研究の取組の見直しに努め、教員一人ひとりの指導力の向上を図るとともに、家庭及び地域と連携して学習環境の整備に取り組むことで、子どもの学力を確実に伸ばします。

また、幼児期の教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと認識し、教育・保育環境の整備を図り、多様な保育サービスの充実に努めます。

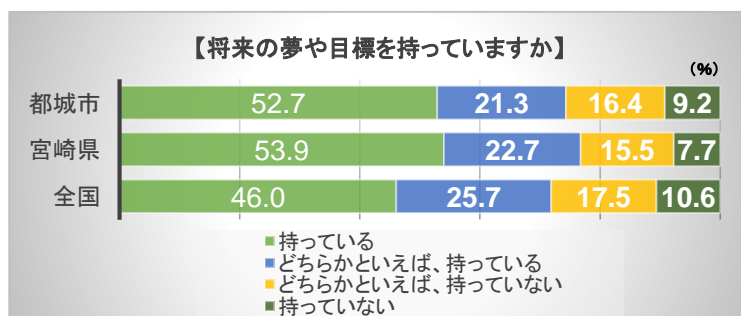


生き生きと学ぶ子ども

施策の方向性 2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。

子どもの社会的・職業的自立を目指して、学校における縦の連携に加えて、学校・家庭・地域社会・企業等との横の連携も強化し、キャリア発達を促す教育の充実に努めます。

また、子どもの道徳心や規範意識、人権問題意識を育むとともに、多様で変化の激しい社会の中で、自ら学び、考え、行動する力を養成します。このことにより、社会において協働で乗り越えていく力を養い、困難に立ち向かう主体的・能動的な人間力あふれる人を育みます。



2 ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育みます。



施策の方向性 3 子どもの愛郷心を育みます。

郷土教育を推進し、長年にわたって伝承されてきた祭りや地域の伝統文化について理解を深めることで、歴史の息づくふるさと都城を生涯誇りに思う心を育み、地域社会を牽引していく力を醸成します。



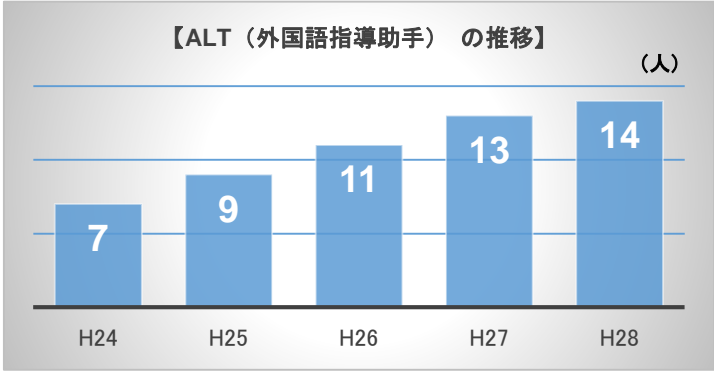
都城六月灯 おかげ祭り



山之口弥五郎どんまつり

施策の方向性 4 世界に羽ばたくグローバルな人を育みます。

まちづくりの基本は人づくりです。語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。



出典：都城市教育委員会調べ

3 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。



施策の方向性 5 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。

家庭の経済状況等にかかわらず、意欲ある者が常に学び、あるいは学び直す機会を充実します。また、適切な配慮を持って障がい児教育を進めるとともに、少子化・核家族化の進展に伴って生じている、子どもや保護者を取り巻く深刻かつ緊急性のある社会課題に対応します。

いつでも、どこでも、誰でも、何でも学習できる生涯学習の機会提供に取り組むとともに、本市の知の拠点としての新図書館を活用し、誰もが本に親しみ、意欲を持って学べる環境を創ります。



新図書館(イメージ)

施策の方向性 6 スポーツと芸術文化の振興に努めます。

市民の誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するとともに、国内外の競技力の高い選手を身近に感じる環境づくりを進めます。

市民団体等との連携をより一層進め、市民が優れた芸術文化に触れる機会を増やすとともに、市民が自ら芸術文化を創造し発信することにより、文化の薫るまちを目指します。

施策の方向性 7 歴史と地域文化資源を継承します。

地域の歴史を伝える数多くの有形・無形の文化財や伝統文化を継承していくためには、市民の認知度を上げ、より身近なものとして受け入れられることが必要です。

文化財を良好な状態で保存するとともに、市民が文化財や伝統文化に触れる機会の創出や情報の提供などを通じ、保存・継承の機運を高めていきます。



紺糸威紫白肩裾胴丸大袖付
(国・重要文化財)

4 地域を挙げて教育に取り組む、協働のコミュニティを実現します。



施策の方向性 **8** 学校運営協議会の充実を図ります。

市内の全ての小・中学校に設立した学校運営協議会の充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域を挙げて子どもの健全な成長を促すことで、学びの共同体の仕組みをつくります。



沖水地区自主学习支援「サンスター in 沖水」
主催：沖水中学校学校運営協議会 学習支援ボランティア

施策の方向性 **9** 高等教育機関との連携を高めます。

大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、高等教育機関の人材育成機能の強化や、多様な教育の場を創出します。また、高等教育機関の持つ技術や知見を地域社会の活力向上に活かします。

施策の方向性 **10** 地域コミュニティの連携力・協働力を高めます。

人口減少の進む社会において、地域の伝統を守り、コミュニティの活力を維持するために、まちづくり協議会やNPO法人などの多様な市民団体等が、より一層自立的、主体的に連携し、協働できる社会づくりを進めます。

新 城

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市総合政策部総合政策課
都城市教育委員会教育総務課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号